

令和 8 年度

業務番号.....線メンテ.....第 401-1 号

.....馬門野辺地線外道路改良.....積算業務委託

特記仕様書

.....上北郡 野辺地町 字 馬門道外 地内.....

青森県上北県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の履行にあたっては、「積算業務委託実施要領」、「積算業務委託実施要領細目」及び「積算業務委託特記仕様書」によるほか、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」（令和 7 年 10 月 1 日以降適用）に基づき実施しなければならない。

なお「積算業務委託実施要領」、「積算業務委託実施要領細目」及び「積算業務委託特記仕様書」は、「設計業務等共通仕様書」に優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 8 年 12 月 25 日

第 3 条 照査技術者

本業務については照査技術者を配置すること（照査技術者の資格は、「積算業務委託実施要領第 6 条第 2 号」のとおり）。

第 4 条 打ち合わせ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打ち合わせは、計 3 回とする。
業務の主要な区切りは、別途指示する。

なお、業務着手時及び業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 業務計画書

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする（「積算業務委託実施要領細目第 3 条」のとおり）。

第 6 条 資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係書類は、次のとおりとする。

平成 24 年度第 141-3 号 東北横浜線道路改良設計業務報告書
平成 28 年度第 401-1 号 馬門野辺地線橋梁架替（野辺地橋）詳細設計業務報告書
令和 4 年度第 664 号 戸来十和田線凍雪害防止測量・修正設計業務報告書

第 7 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 参考資料

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であ

り、委託契約上は拘束力を生じさせるものではない。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 積算条件

積算条件は、下記のとおりとする。

協議により決定する。

第 2 条 積算入力場所

協議により決定する。

第 3 条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 15 日までに予定日を調査員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第 9 条第 1 項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は「積算業務委託実施要領細目第 7 条」で定めるほか次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体（CD-ROM） 1 部

(2) 紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む） 1 部

積算業務に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条

注) ※照査技術者通知書及び担当技術者届に添える経歴書の取得資格等欄に、「積算業務従事認定者番号第〇〇号」を必ず記載のこと。